

日本年金機構 千葉年金事務所御中

審査請求前の確認事項について（照会）

平成29年7月11日

〒231-0047 神奈川県横浜市中区羽衣町三丁目60番地

藤原年金研究所

上支給停止解除代理人社会保険労務士 藤原 忍

電 話 045-260-6255

F A X 045-260-6256

当職は、障害年金支給停止解除請求に係る■■■■■氏の代理人です。

今般、同氏の障害年金の支給停止を解除しない理由として、「国民年金法施行令別表（障害年金1，2級の障害の程度表）に定める障害の状態に該当しないため」とありました。

障害の状態は、国民年金法施行令別表・厚生年金保険法施行令別表1及び厚生年金保険法施行令別表2のみでは判断することができないため、法による障害程度を認定する基準として「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が発出されており、実務上、当該認定基準に依拠して判断することになっています。

支給停止解除請求者（以下「請求者」という。）の障害の状態は、審査において認定基準が正しく適用されていれば、**確実に2級に該当**するため、一体、認定基準の適用の仕方をどのようにすれば、この度のような結果を導き出せるのか、非常に理解に苦しみます。

ところで、保険者の業務運営の委託先が、社会保険庁から日本年金機構（以下「保険者代行」という。）に移って以降、審査請求の件数が激増していることから、関東信越厚生局においては、同局ホームページ等において、社会保険審査官の負担を軽減する目的で「審査請求をする前に確認して頂きたこと」と題し、**「審査請求（不服申し立て）を行うときは、あらかじめ保険者（日本年金機構）に対して、処分（決定）の内容についてできる限り詳細な説明（根拠となる法律等を含む。）を受けるとして頂きたい。」**と審査請求前の確認を求めています。

については、次の1点について、保険者代行に対して審査請求前の確認をしますので、かかる事項について代理人が確認できるよう必ず文書で回答してください。

- 1 保険者代行が請求者の障害の状態に対して「2級の障害の程度に該当しない」と判断した**根拠となる認定基準について「第●●章■■節の認定要領の▲▲という、記載事項の部分を適用した」と具体的に明示し、さらに2級に該当しない根拠・理由を具体的に説明してください。**

尚、代理人は請求者の審査請求を――不服文書の作成に相当の時間を要するにも関わらず――処分があったことを知った日の翌日から3カ月以内にしなければならず、この期間を過ぎた後に行われた審査請求は却下すべきものとされておりますので、上記1点について本書到達の日の翌日から起算して1週間以内に回答してください。

以上